

福島市排水設備指定工事店等の条例等の違反行為に対する指導及び処分に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島市下水道条例（昭和46年条例第59号。以下「条例」という。）第8条の6第4項及び第8条の12第1項に掲げる行為及び事由（以下「条例等の違反行為」という。）についての指導及び処分基準を定めることを目的とする。

(指導及び処分)

第2条 福島市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び排水設備責任技術者（以下「責任技術者」という。）の条例等の違反行為については、条例第8条の12第1項及び条例第8条の6第4項の規定による処分のほか、文書による指導（様式第1号から第4号）を行うことができる。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 処分 別表第1の基準に基づき、第5条の不利益処分による指定効力停止及び指定取消しをいう。

(2) 指導 別表第1の基準に基づき、文書により行う注意をいう。

(指導及び処分の基準)

第3条 前条の指導及び処分は、持点加点法（条例等の違反行為が確認された場合に、指定工事店又は責任技術者がそれぞれ有している所定の持点に当該条例等の違反行為の内容に応じて定められた点数の加点を行う方法をいう。）により行うものとし、その基準は別表第1に定めるとおりとする。

2 指定工事店及び責任技術者の持点は、別表第2に定めるとおりとする。

3 第1項の加点は、別表第3に定めるとおりとし、適用をした日から2年を経過する日までの間効力を有するものとする。

4 前項の場合において、指定工事店又は責任技術者が複数の工事を行う場合で、当該複数の工事においてそれぞれ違反行為が認められるときには、当該違反行為が認められる工事ごとに加点し、その合計を適用するものとする。

5 1の工事につき、2以上の条例等の違反行為に該当することが認められた場合については、第3項の加点は、それぞれの条例等の違反行為の相当加点数の合計とすることができる。

6 指定工事店及び責任技術者は、各自の持点の状況を確認することができる。

(諮問)

第4条 市長は、前条の指導及び処分を行うときは、福島市排水設備工事委員会に諮問するものとする。

(不利益処分の通知)

第5条 市長は、不利益処分を決定したときは、被処分者等に対して不利益処分通知書（様式第5・6号）により、当該処分等の通知を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する通知を行ったときは、速やかに告示により公表を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に関し必要な事項は、都市政策部長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。